

第 13 回経済建設常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 3 年 10 月 13 日	会場	第 1 委員会室	案件	委員会所管事項について
出席委員	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
委員外議員	川村幸栄				
欠席委員					

【報告事項】

(経済部)

1) 名寄市中小企業振興条例の制定について

先の第 3 回定例会で追加提案があり、当委員会の付託案件である名寄市中小企業振興条例の制定について担当から説明を受けた後、審査を行った。

本件については昨年 2 月に名寄市中小企業振興審議会へ諮問され、検討部会含め、合わせて 7 回に及ぶ議論を経て答申された名寄市はばたく中小企業基本計画（案）を基に条例化を図るものであり、事前に実施されたパブリック・コメントにおいては、5 人から 13 件の意見の提出があった旨の報告を受けた。

【質疑】（名寄市中小企業振興条例の制定についての審査）

Q: 「地域循環型経済」について、財の域内における循環を進めるのであれば地域循環型経済と言えると思うが、域外からの獲得についても同時に構築を図るといふ文言だと思うので、地域循環型経済の考え方は。

A: 域内で財を循環することが大事だということであるが、そのためには域外からの獲得も必要であり、それが域外に流出しないような循環が必要だろうということによって表現している。基本的に第 3 条第 3 号の地域循環型経済にかかる言葉として、域内における循環という言葉と、域外からの獲得によるということを明記しているの、ここで補っているという考えである。

Q: 商工業振興基本計画という形で諮問があって、名寄市はばたく中小企業基本計画という案が示されたと思うが、この計画から条例化に至った経過は。

A: 昨年の 2 月に商工業振興基本計画（仮称）ということによって諮問した。その後、昨年からは本年の 6 月まで中小企業振興審議会あるいは検討部会の中で審議いただいた。そのなかで名寄市はばたく中小企業基本計画というもので答申いただいた。答申の中に関係機関、各団体、市民などの役割や責務といったものを規定していることから、これは条例が望ましいということ、条例化を望む付帯意見を付されたということである。その付帯意見を受けて庁内でも議論した。その際に各団体、市民などの役割、責務などを規定するところにおいては、議会の議決を必要とする条例の方が普遍性といったところでもよりふさわしいのではないかという考えになり、条例化するという判断をさせていただいた。条例化するに当たっては現行の中小企業振興条例を改正する中に基本計画で議論した理念や役割を盛り込む形で改正するという方向でいきたいということ、中小企業振興条例の全部改正に至ったところである。

Q: 諮問して答申を受けて議論してきた経過と、今回条例化として提案されている部分については、審議会の中でどのような条例化に向けた審議経過があったのか。

A: 審議会で議論していく中で、当初は基本計画であったが、その中で謳っている事項については基本理念や各団体の役割であり、これはまさに条例化すべき内容だと受

け止めた中で条例化させてもらったということが1つである。

もう1つは、今新型コロナウイルスの関係で市民の皆さんにいろいろと協力いただきながら市内の事業者の皆さんを応援いただいている。そういった意味では以前議論したときよりも今まさに市民の皆さんが、我々も事業者の皆さんと一緒に支えていくという意識が随分高まったというのが1つだと思う。

さらには全道、全国的な動きの中でも条例化を進めている自治体が増えているという条件があったので、我々もこれを機に計画ではなく条例化をすべきタイミングだという捉え方をさせていただいて、今回の提案に至ったということである。

Q: 中小企業の実態の把握や事業者からの意見を直接聴取して施策に反映されてきたのか。第11条財政上の措置に含まれる部分として小規模・零細事業者の経済資源の円滑な確保における配慮という部分に関してどのような審議がされてこのような条文になったのか。

A: 審議会、検討部会の委員の方々も事業者の方々である。審議会の中で事業者の声を直接聞くということはないが、様々な機会を通じて声を聞いており、審議委員の皆さんも事業者の声としていろいろ発言もいただいていたので、名寄市の経済の実態や課題についても審議の中で事業者の声を反映したり、実態の把握に努めながら審議を重ねた。

財政上の措置のことについては、市の責務のところで「基本理念にのっとり中小企業振興施策を総合的に策定し実施すること」と掲げられている中に財政上の措置とあるので、第11条に掲げている考え方を基に様々な財政上の措置を実施していく考えである。

Q: 一人親方のような事業者、そのあたりに関わるものについての考え方もしっかり含まれているのか。

A: 中小企業基本法に定める中小企業者の中に小規模事業者も含まれている。一人親方の事業者も中小企業振興条例の対象の中に含まれる。

Q: 零細事業者に対する文言がどこかに入ってもいいと思うが、考えは。

A: 従業員の数ではなく、その規模がどうであろうと一事業者としてしっかりと尊重して必要な対応を取っていく。記載が必要ではないかということだが、1人事業者含めた小規模事業者も含まれているということで、条文そのものについてはこれで説明が足りていると思う。審議会・検討部会では、この条例をどう理解してもらうのかということが制定後には必要だろうということで様々な意見をいただいている。

Q: 持続可能な名寄の今後の地域循環型経済の構築に向けていく上で学校、教育委員会との連携も必要になってくるのではないかと考える。次世代の人材育成は地域循環型経済を考えるうえで1つ大きな鍵になると思っているが、審議会、検討部会あるいは市でどのように考えているか。

A: 定義の第8号関係団体で、大学等の学術研究機関、その他の中小企業の振興に関係する団体の中ですべてを網羅しているという考え方である。第9条で関係団体の連携と協力に努めていただくというかたちになっている。教育委員会あるいは職場体験といったことが人材育成に欠かせないということだが、それはこの中で包含されている。

Q: 教育に係る部分というのも非常に大きなウェイトを占める部分になると考えるが、どこかに条文で盛り込むことができないか。

A: 事業所を持続させるという意味での人材の育成は非常に重要だという認識である。経済部が所管するところで行くと、即戦力的に必要な人あるいは既に雇用している人の質をさらに高めていくことが必要だと思うので、ここは条例制定後に具体的な施策としての施行規則の中で支援策を検討しているので、その中で人材の確保あるいは育成のところについてもしっかりと検討していく。

- Q: 前文に「市、中小企業者等、経済団体、大企業者、市民及び関係団体」と書かれているが、この並び順に何か考え方や意義をもたせたのか。
中小企業者等の「等」は何を指しているのか。
- A: 記載の順番であるが、中小企業行政を担う主体ということでまず市を挙げ、次にこの中小企業振興条例の主体である中小企業者等を挙げている。次に中小企業者等を支援する民間の要の機関ということで経済団体を挙げた。他の自治体の条例を参考にさせていただいたが、概ねこの順番だった。
この条例の中でいう中小企業者等とは中小企業者及び中小企業団体である。
- Q: 並び順の関係では、札幌市をはじめ多くのところが中小企業者を前に出して、その後大企業者、市民、関係団体、そして市という書き方で、当事者を前に出しているから、名寄市の中でも考えていく必要があるのではと思っている。
どこまでを地域循環型の経済というのか。域内で循環させるということは、地域商品券とか限定的なものだけ考えれば別かもしれないが、貯蓄などをした場合、本所に吸い上げられ域内には留まらない。そういう観点からも見ていく必要があるのではないか。
- 市の責務の第4項、「中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない」と書いてあるが、これは「増大」というよりも確保や拡大で留めておくべきではないか。
- A: 各団体の並び順の関係であるが、前文のところについては条例の本文に出ている順に合わせている。市は責務、中小企業も責務で、最後が関係団体の連携及び協力ということで、言葉の重きがある順に並べているというのが今回の整理である。
地域循環型経済のところであるが、完全に地域内でフィックスできるという思いは当然していない。今の経済の中でいくと地域の事業者だけで、市民だけで経済が成り立つということではないので、将来の展望も含めて構築を図るところで理解いただきたい。
市の責務としての受注機会のところであるが、経済団体からもさらなる受注に向けてということを受けているところである。市として当然努めていかなければならない部分だと思うので、増大という言葉を使ったということである。
- Q: 第10条の解説で「この基本方針をもとに、中小企業の振興に向けた具体的な支援策を別に策定」と書いてあるが、どういう考えがあるのか。
- A: 市の責務の中で、「施策を講ずる」というところがあり、ここが基本的施策が謳われているところである。実際に補助事業をやる場合には施行規則の中で具体的に支援策を定めてやっているのだから、この基本方針に則る事業を支援するという形で施行規則の中に定めてやっているところである。
- Q: 道が様々な条例を作る時に市町村に協力を求める記載がある。これを名寄にあてはめ考えた時に地域や地区で協力できないか、あるいは町内会で協力できないだろうかという求め方はできないものか。
また、市から道に対して投げかけていくという条項をどこかに盛り込んではどうかと思ったが、この辺を検討された経過があるか。
- A: 市の施策だけでは不十分なところもあるので、そこは道や国にどのように投げかけていくかということがある。ここは条例の中で規定するのではなく、具体的に国、道への要望活動があるので、その中で取り扱っていくべきものだと思う。
市民の皆さんに協力いただくところでは、非常に難しいところだと思う。実際にはコロナのプレミアム商品券などはご理解いただいて協力いただいているところであるから、具体的な取り組みが進んでいるのは間違いない。まず市民の皆さんにこういう条例があるということをしつかりと理解していただく。そして今回のコロナのような事象が起きた時に皆さんにできるだけ協力していただけるような意識の醸成

が必要だと思うので、条例制定後には噛み砕いたものを用意して市民の皆さんにも理解してもらう機会を設けていきたい。

Q: 前文に「はばたく中小企業が」と書かれている。はばたく中小企業基本計画ということで答申を受けて、今回この条例になったところで「はばたく」の理念が反映された部分、考えを聞かせていただければと思う。

消費税に関わってインボイス制度の申請等が始まっているが、この中で小規模企業者の扱い、一人親方と言われている方々が大変苦慮している。そういった中で小規模企業者という扱いも中小企業者の中に含まれているという説明ではあったが、これを読んで理解していただけるかというところが、疑問に感じている。改めて考えを聞きたい。

中小企業振興条例であるから、受け止め方によってはどうしても中小企業のところに関心が重くなる。全市民に関わる重要な条例だと受け止めており、多くの市民の皆さんにこの条例を理解していただくということが非常に重要だろうと思っている。ガイドブック等の発行はもちろんであるが、あらゆる場所での条例の説明が必要だと思っている。その点についての考えを聞きたい。

審議会のあり方について今回は15名となっているところであるが、その15名についての考え、中身でいえば男女比率や年齢層、そういったところの考えを聞きたい。

A: 「はばたく」についてであるが、例えば基本理念、これは審議会、検討部会での意見を踏まえて企業家精神を尊重というところを入れた。名寄市はばたく中小企業基本計画で「振興」という言葉を「はばたく」に置き換えたということであったから、特徴的なところでいえば「企業家精神を尊重し」というところは特徴的な部分だと思っている。

インボイス制度があり小規模企業者の苦労はその通りだと思う。ここについては理解していただくために我々が努力するところだと思っている。様々な機会、様々な手法で中小企業の中に小規模企業者も含まれていることを市民の皆さんに理解していただくような努力が必要だと考えている。

審議会については、今の審議会も半数には至っていないが女性も多く入っている。委員の選定に当たっては女性をできるだけ多くということと考えているところである。今回15名にしたのは1人でも多い方がいいだろうということ。現行は13人いるわけだが、今後委嘱させていただくときには女性の比率をできるだけ上げたいと思っている。

Q: 様々な手法で、様々なところで説明をしていきたいという話があった。様々なと言われるとなかなか理解しにくいので、もう少し具体的な案があれば聞きたい。

審議会については、全市民に関わる重要な条例だと思っているので、1人でも多くいると良いと思っている。男女比や年齢層もそうだが、様々な方が関わった審議会になって、それが市民に還ってくるというようなものになってほしいと思っている。その点についても一度考えを聞きたい。

A: 審議会の委員について今回増やしたいということである。現状進めていく中で今の人数だともう少しこの分野もあったほうが良いのではないかと内部で議論したところである。ただ条例の中で上限を決めているので、そこができなかった。条例の重さを踏まえて人数を増やして、今よりもっと多くの分野の人を、女性の参加も含めてやりたいと思う。具体的にはこれから条例が制定された段階で改めて検討する。理解をいただく機会であるが、職員が経済団体のところへ行ってみて講話することもできる。そういった機会を活用することもできるし、条例が制定されるとともに毎月の広報もあるので、そういうところを使ってやることのできる。当然ホームページもある。そういった考えられる情報発信の機会をフルに活用しながら説明の機会を考えていきたい。

次回は条例の制定によって規則や施策等がどう変わっていくのか確認したうえで質疑を行うこととした。

2) パブリックコメント（案）について

①名寄市企業立地促進条例の全部改正について

②名寄市工場立地法準則条例の制定について

③名寄市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

上記3件の条例についての全部改正または制定についてのパブリックコメント（案）について担当課からの説明があり、質疑を受けた。

【質疑】

Q：名寄市企業立地促進条例の対象に航空運輸業が入るとされているが、名寄市として関連があるのか。

A：審議会で意見をいただいたものであるが、ドローンを使った輸送というものがより現実化するのではないかという意見をいただいて追加したところである。

3) 王子マテリア名寄工場生産品集約に伴う雇用対策について

担当課から大量離職者地元定着推進及び産業人材確保促進事業（案）について説明を受けた。

4) 研修施設改修事業（実施設計委託）について

研修施設改修事業について温浴部分の改修内容とシャワー室の設置工事について説明があった。工事計画案について説明を受け質疑を行った。

【質疑】

Q：実施設計に関わっては以前の基本設計等は生きているのか。

A：基本設計は生かして、令和元年度に測量などを実施して中断していたが、その再開というかたちでやっている。それまでのものは生きています。

Q：新たにシャワールームの部分が出てきたというかたちでよいか。

A：平成30年度の基本設計は全体の改修を想定しており、各客室にユニットバスを想定していた。今回浴室だけを先行するということになったが、合宿利用者あるいはそれ以外のことも考えてあったほうが良いという声もあり、今回の実施設計の中で温浴施設を進めていくことに加えて、想定していなかったシャワールームの設置があったところである。

Q：当初予定されていた各部屋のユニットバスというのはなくなるという考え方か。

A：温浴を進めるに当たっても利用の状況や、工事に当たっての休館を減らすという視点から今回シャワールームを設けることで進めているので、その後の段階については温浴の整備が済んでから改めて利用状況なども含めて検討する。

Q：計画の変更に伴って当初考えていた以上の予算付けがされる可能性もあると思うが。

A：当初の設計についても全体的には基本設計までだったので、事業費とするとまだまだ詰めのない段階のものだった。現在実施設計が始まったので、その分についてようやく詰まった事業費が出てきているという状況である。労賃や資材費は年々上がっている部分はあると思うが、当初と比べるとということは全体のものが出ていないので難しい。

Q：名寄振興公社の意見をしっかり取り入れる中で実施設計が行われ、このようになってきたという理解で良いか。当初の基本設計、温浴施設の部分はわかるが、それ以外については見直しがかかるという考え方なのか。

A：現場の声をしっかり聞いて実施設計すべきだということについてはその通りだと思っている。温浴施設の実施設計に当たって細かいところも含めて現場の声を聞きながら活用しやすい動線や配置も含め検討している。先のところは施設の老朽化もあれば外的な要因でどうなっていくかということもあるので、それらを含めて改めて検討するようになる。今の段階で見直す、見直さないということについては言及することができない。

Q：今の温浴施設自体が20年以上経過して老朽化している施設ということで、対外的にもお客を呼ぶ施設としてはリニューアルをしっかりとしていかなければならない。リニューアルを前提とした形の中でしっかり進めていくべきだと思うが。

A：老朽化あるいは機能が不足しているところからスタートしている。その第一段階として温浴を進めていくということである。残ったところの機能について、決して今のままで良いという認識ではない。そこの手立てをどうするかについては現場の人たちも変わっていれば今後どう進めていくのか、利用がどうなのかも含めてもう一度押さえなければならぬ。

5) その他

次回の委員会の日程について11月4日(木)午前10時から開催。案件については付託議案について引き続き審査をすることを確認し、以上で第13回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠